

# 振込規定

## 1. (適用範囲)

振込依頼書または当金庫の振込機による当金庫または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、この規定により取扱います。

## 2. (取引等の制限)

- (1) 当金庫は、依頼人、受取人の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、質問、各種確認や資料の提出を求めることがあります。依頼人から正当な理由なく回答いただけない場合には振込をお断りする場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している依頼人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫の指定する方法によって当支店にお知らせください。お知らせいただいた在留期間が経過しているときは振込をお断りする場合があります。
- (3) (1)および(2)の各種確認や資料の提出の求めに対する依頼人の回答、具体的な取引の内容、依頼人の説明内容およびその事情を考慮して、次に該当すると当金庫が判断した場合には振込をお断りする場合があります。
  - ① 依頼、受取の名義人が存在しない振込、または依頼の名義人の意思によらない振込であって、それに合理的な理由がない場合
  - ② この振込が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ③ 法令で定める本人確認等における確認事項または(1)、(2)に基づく依頼人の回答が偽りであることが判明し、それに合理的な理由がない場合
  - ④ この振込がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が振込をお断りすることが必要と判断した場合

## 3. (振込の依頼)

- (1) 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。
  - ① 振込の依頼は窓口営業時間内に受付けます。
  - ② 振込依頼書は、当金庫所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。なお、預金種目・口座番号が不明な場合には、窓口にご相談してください。
  - ③ 当金庫は振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
- (2) 振込機による振込の依頼は、次により取扱います。
  - ① 振込機は当金庫所定の時間内に利用することができます。
  - ② 1回および1日あたりの振込金額は、当金庫所定の金額の範囲内とします。
  - ③ 振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込先の金融機関・店舗名、預金種目・口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に入力してください。振込資金が現金の場合には、依頼人名およびその電話番号も正確に入力してください。
  - ④ 当金庫は振込機に入力された事項を依頼内容とします。
- (3) (1)(2)に定める依頼内容について、振込依頼書の記載の不備または振込機への誤入力があったとしても、これによって生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- (4) 振込の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込資金等」といいます。）を支払ってください。

## 4. (振込契約の成立)

- (1) 振込依頼書による場合には、振込契約は、当金庫が振込の依頼を承諾し振込資金等を受領した時に成立するものとします。
- (2) 振込機による場合には、振込契約は、当金庫がコンピュータ・システムにより振込の依頼内容を確認し振込資金等の受領を確認した時に成立するものとします。
- (3) (1)(2)により振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容を記載した振込金受取書（兼振込手数料受取書）、振込受付書（兼振込手数料受取書）または利用明細票等（以下「振込資金受取書等」といいます。）を交付しますので、依頼内容を確認してください。この振込資金受取書等は、契約の成立を証明する書類となりますので、大切に保管してください。

## 5. (振込通知の発信)

- (1) 振込契約が成立したときは、当金庫は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。
  - ① 電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
  - ② 文書扱いの場合には、依頼日以後3営業日以内に振込通知を発信します。
- (2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、(1)の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。

## 6. (証券類による振込)

当金庫の本支店および当金庫以外の金融機関にある受取人の預金口座への振込の依頼を受ける場合には、小切手その他の証券類による振込資金等の受入れはしません。

## 7. (取引内容の照会等)

- (1) 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに取扱店に照会してください。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
- (2) 当金庫が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当金庫からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- (3) 入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、すみやかに通知しますので、9. (組戻し)に規定する組戻しの手続に準じて、振込資金の受領等の手続をとってください。

## 8. (依頼内容の変更)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、9.(組戻し)の手続きをとり、あらためて振込依頼の手続きをとってください

## 9. (組戻し)

- (1) 振込契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。
  - ① 組戻しの依頼にあたっては、当金庫所定の振込組戻依頼書(以下「組戻依頼書」といいます。)に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料を求めることがあります。
  - ② 当金庫は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
  - ③ 組戻しされた振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当金庫所定の受取書に記名押印のうえ、振込資金受取書等とともに提出してください。この場合、当金庫所定の本人確認資料を求めることがあります。
- (2) 提出された振込資金受取書等を当金庫が交付したものであると相当の注意をもって認めたとえ、その組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信したときは、これによって生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。
- (3) (1)の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

## 10. (通知・照会の連絡先)

- (1) この取引について依頼人に通知・照会をする場合には、振込の依頼にあたって記載・入力された住所・電話番号または振込資金等を振替えた預金口座について届出のあった住所・電話番号を連絡先とします。
- (2) (1)において、連絡先の記載の不備・誤入力または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくても、これによって生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

## 11. (手数料)

- (1) 振込の受付にあたっては、店頭、当金庫のホームページ等で提示する(以下「店頭表示」といいます。)振込手数料をいただきます。
- (2) 組戻しの受付にあたっては、店頭表示の組戻手数料をいただきます。この場合、(1)の振込手数料は返却しません。ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。
- (3) 組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、店頭表示の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却します。
- (4) この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。

## 12. (災害等による免責)

次の事由により振込金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き当金庫は責任を負いません。

- ① 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき
- ② 当金庫または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- ③ 当金庫以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき

## 13. (譲渡、質入れの禁止)

振込資金受取書等およびこの取引にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

## 14. (預金規定等の適用)

振込資金等を預金口座から振替えて振込の依頼をする場合における預金の払戻しについては、関係する預金規定およびキャッシュカード規定<<個人用>>、<<個人以外用>>により取扱います。

## 15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定(民法548条の4)に基づき(付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。)変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。  
なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上